

特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、静岡県清水港管理局が発注する「令和7年度[第 37-W6933-01 号]清水港改良に伴う日の出緑地基本設計業務委託」（以下、「本業務委託」という。）に適用する。

第2条 業務目的

本業務箇所は、民間商業施設とクルーズターミナルを結ぶ経路上に位置し、日の出地区の緑地空間として、賑わい形成の重要な拠点となっており、民間商業施設利用者及びクルーズ客だけでなく、今後整備される「(仮称) 海洋・地球総合ミュージアム」利用者等の観光客増加が期待される場所である。

また、緑地内には防潮堤計画が進められていることから、防潮堤及び民間商業施設と、機能、景観ともに一体となった空間と歩行空間が求められている。過年度に実施した防潮堤基本設計では、景観に配慮し、アクリル板の使用を検討しており、今回の業務では、今年度進める防潮堤の詳細設計を踏まえ、緑地の基本設計を実施する。

設計に当たっては、防潮堤計画及び民間商業施設と適宜、協議調整を行いながら、清水港みなと色彩計画にも沿った設計を行う。

第3条 業務内容

1. 設計計画

本業務を実施するにあたり、業務の目的、内容を把握し、資料収集を行ったうえで、業務手順や遂行に必要な事項を記した業務計画書を作成する。

2. 日の出緑地の基本設計

(1) 与条件の検討

現地踏査、資料収集等を行い、計画地の現況を把握するとともに、関連法規、技術基準等を参照しながら、設計を実施するにあたっての前提条件を整理する。

(2) 景観検討

隣接整備済み箇所や過年度業務の検討経緯等を踏まえ、民間商業施設と一体的な心地よいウォーターフロント空間を創出するために必要と考えられる諸施設を抽出し、周囲との関係性を考慮しながら緑地全体の景観デザインの方向性を検討する。検討にあたっては、スタディ模型やイメージ図等を作成し、ビジュアルに関係者の共通理解を醸成するものとする。

(3) 諸施設の設計

(1) で検討した与条件及び(2) で検討したデザインの方向性に基づき、諸施設の検討を行う。設計にあたっては、別途発注予定される防潮堤詳細設計業務と調整を図り、整合の取れた設計とする。

また、既存ボードウォークに対する影響把握や施工上の対応検討を含む防潮堤の施工計画の検討は、防潮堤詳細設計業務の中で検討する。

(4) 撤去概略設計

整備にあたって撤去や付替えが必要な設置物やインフラ施設を整理する。埋設物に関する既存図がない場合は、現地踏査で把握可能な範囲で想定する。

(5) 基本設計図の作成

上記の検討に基づき、各種設計図（平面図、横断図、施設姿図等）を作成する。

(6) 概算工事費の作成

(5) で作成した設計図を基に、概算工事費を算出する。

(7) 照査

「設計業務照査要領」に基づき設計照査を行う。なお、同要領は標準的なものであるため、当該業務の実情に応じて照査内容をよく検討し使用する。

また、対象工種がないものについては、同要領を参考に別途照査の方法（様式）を定め、作成した照査資料は、土木設計業務等共通仕様書第1107条5項に規定する照査報告に含めて提出する。

3. 隣接民間事業者との調整

計画地内に整備される防潮堤や緑地等と、隣接地の民間商業施設とは、機能、景観ともに一体となった空間となることが求められている。発注者の求めに応じ、適宜関係事業者・設計者との設計協議を行いながら設計案の調整を行う。実施にあたっては、協議への出席、協議資料の作成、議事録の作成を行うこととする。協議回数は3回を想定する。

4. 打合せ協議

本業務の遂行にあたり、発注者と十分な打ち合わせを行う。着手時1回、中間3回、納品時1回の計5回とする。

5. 報告書作成

上記検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

第4条 成果品

- ・設計図書 1式
- ・業務報告書 1部
- ・電子媒体（CD-R）2枚（正副）

第5条 その他

本業務委託の実施に必要な資料等は、下記を含めて静岡県清水港管理局が貸与する。

- ・令和3年度清水港津波対策緊急事業に伴う基本設計業務委託
- ・令和3年度清水港津波対策緊急事業に伴う測量業務委託
- ・令和3年度清水港改修に伴う公共空間デザイン基礎検討業務委託
- ・令和4年度清水港津波対策緊急事業に伴う細部・実施設計業務委託
- ・令和4年度清水港改良に伴う日の出緑地設計業務委託
- ・令和6年度清水港海岸日の出地区胸壁詳細設計業務委託
- ・令和6年度清水港海岸日の出地区胸壁詳細設計業務委託（その2）

なお、上記の他必要な図書については、都度受託者に貸与することし、業務内容に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議し決定するものとする。

参考（防潮堤イメージ）

